

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ

第二条 施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第三条 施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ

第十条 ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

ノ刑 旧刑法ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期懲役

無期禁錮 無期禁錮

有期懲役 有期懲役、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮 有期禁錮、重禁錮、輕禁錮

罰金 罰金

拘留 拘留

科料 科料

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シタル後刑ノ對照ヲ為ス可シ

② 數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ為ス可シ

③ 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ為ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四条 施行前旧刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ

ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五条 第六條

第六條 二依リ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條 施行前ニ犯シタル罪ニ付キ 刑法 施行前ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後 刑法 施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ左ノ例ニ依ル 一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ

刑法

又ハ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

刑法 二 確定裁判アリタル罪ニ

刑法 又ハ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ旧刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七條 左ニ記載シタル者

刑法 施行前更ニ

刑法 ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ

刑法 施行後其罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ

刑法 又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ

刑法 ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト

二 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ

刑法 ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減輕刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

② 第五十六條第三項

刑法 ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ処断セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第八條

刑法 施行前ニ犯シタル一罪ト

刑法 施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ

刑法 施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト

刑法 施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 刑法 施行前ニ犯シタル數罪ト 刑法 施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為ス場合ニ於テ 刑法 施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト

刑法 施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス
② 前項ノ場合ニ於テ

刑法 施行前ノ罪ニ

刑法 又ハ

刑法 ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キトキハ其数罪ト
刑法 施行後ノ一罪又ハ数罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ適用ス

第十条

刑法 施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後

刑法 施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルト

キト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス

第十一条

刑法 施行前ニ犯シタル罪ニ付キ

刑法 施行後確定裁判アリタル後

刑法 施行後ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪トニ付キ併合罪ニ関スル規定ヲ準用ス

第十二条 第七条第一項各号ニ記載シタル者

刑法 施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ関スル規定ヲ準用ス

第十三条 第七条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

刑法 施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ処セラレタル者ト雖モ刑ノ執行、仮出獄及ヒ時効ニ付テハ

刑法 ノ規定ヲ準用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ労役場ニ留置スル場合ニ於テハ檢察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ

第十四条 前項ノ場合ニ於テハ第二条及ヒ明治十四年第八十一号布告第一条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十五条 旧刑法ノ刑ニ処セラレタル者ノ

第十六条 施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期滿免除ニ関スル規定ニ從フ

第十四条

刑法 施行後ハ旧刑法ノ刑ニ処ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ

刑法 ノ規定ヲ準用ス

第十五条 前項ノ場合ニ於テハ第二条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十五条 施行前仮出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ

第十六条 施行ノ日ヨリ刑法ノ仮出獄ニ関スル規定ヲ準用ス

第十七条

第十八条 施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ

第十八条

第十九条 規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法

第二十条 ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十一条 懲治場留置ノ執行ハ

第二十二条 施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第二十三条 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十四条 剥奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ

第二十五条 施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ徴収シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

第二十六条 附加ノ罰金ヲ納完セサル為メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第二十七条 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二条ノ例ニ準シ

第二十八条 ノ刑ニ対照シテ之ヲ

第二十九条 ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

第三十条 他ノ法律ノ規定中剥奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ処ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス

第三十一条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ

第三十二条 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク外旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第三十三条 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ

第三十四条 中其規定ニ相当スル規定アルモノハ

第三十五条 ノ規定ニ變更ス

第三十六条 爆発物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第三十七条 前條ノ規定ニ依リ

第三十八条 刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ

刑法

ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内

刑法

施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

②

刑法

第八條

ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 削除

二 削除

三 削除

四 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

通貨及証券模造取締法

二掲ケタル罪

五 船船法

二掲ケタル罪

六 船員法

二掲ケタル罪

七 船舶職員及び小型船舶操縦者法

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法

二掲ケタル罪

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一 著作權法

二掲ケタル罪

三 削除

四 移民保護法

二掲ケタル罪

第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ

施行ノ為メ変更セラルルコトナシ

第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧

刑法ノ重罪ト看做ス

第三十條 前條ニ該當セザル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ

輕罪ト看做ス

第三十一條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十二條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十三條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十四條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十五條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十六條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

第三十七條 前條ニ該當セザル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看

做ス

③ 前條ニ該當セザル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

④ 前條ニ該當セザル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモ

ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テ

ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テ

ハ公權ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス

② 前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑

法ノ輕罪ノ刑ニ処セラレタルモノト看做ス

② 六年未満ノ懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ルモノ

ト看做ス

③ 六年未満ノ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ルモノ

ト看做ス

第三十六條 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ該ルモノハ

他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラ

レタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中旧刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル為メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規

定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ

刑法

施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第五十三條

刑法

第五十二條

又ハ

第五十八條

ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官

其裁判所ニ請求ヲ為ス可シ

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス可シ此決定ニ

對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判

決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シ

タル場合ハ此限ニ在ラス

② 上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最

後ノ住所地方管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ

② 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ

對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ

刑事訴訟法

ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶予ノ期間ヲ經過セ

サル者ハ

刑法

ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス
 第五十九条 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廃止ス
 第六十条 私訴ハ公訴ニ附帯スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコト
 ヲ得

第六十一条 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ

附則

① 本法ハ

刑法

施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②

刑法

附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廃止ス

附則 (明治四十二年三月八日法律第四号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四十四年四月一三日法律第五三号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一五号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一七号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正十一年四月二十五日法律第七一号) 抄

第三百八十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一日法律第四七号) 抄

① 本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年八月一四日法律第七二号) 抄

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。